

情報セキュリティ外部監査（α 〴 モデル）業務委託契約書

情報セキュリティ外部監査（α 〴 モデル）業務（以下「本業務」という。）について、長岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本業務を円滑かつ効率的に実施するため、本業務を乙に委託する。

（履行場所）

第2条 本業務の履行場所は次のとおりとする。

長岡市役所及び長岡市役所関連施設

（業務の実施）

第3条 本業務は、別添「情報セキュリティ外部監査（α 〴 モデル）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）により実施する。

（契約期間）

第4条 契約期間及び委託期間は、次のとおりとする。

契約期間 契約締結日から令和9年1月31日まで

委託期間 令和8年11月1日から令和9年1月31日まで

（委託料）

第5条 本業務に係る委託料は金 円（うち「取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等の額」という。）」は、金 円）とする。

第6条 乙は、本業務に従事する担当者（以下「従事者」という。）を定め、甲に書面で報告する。

2 乙は、前項の規定により報告した従事者を変更したいときは、あらかじめ甲に変更する理由、変更する者等を記載した書面を提出し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、乙の従事者に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

4 乙は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の者（以下「正社員以外の者」という。）に行わせる場合は、正社員以外の者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

5 乙は、甲に対して、正社員以外の者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（権利義務譲渡等の禁止）

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

（再委託の制限）

第8条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督の方法等を記載した申請書を甲に提出しなければならない。

3 前項の業務の再委託は、すべて乙の責任において行うものとし、再委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

4 乙は、再委託を受けた者に、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
(秘密保持義務)

第9条 乙は、甲から秘密と指定された事項及び本契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

2 乙は、乙の従事者に対して、前項の義務を遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

(法令の遵守)

第10条 乙は、業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(特許権等の使用)

第11条 乙は、本業務の履行にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、個人情報の取扱いについて、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」（以下、「個人情報特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の開示、訂正、利用停止等の権限を有さず、乙が個人情報の情報主体から、当該個人情報の開示、訂正、利用停止等を求められた場合には、乙は甲に対応を要請し、甲が、甲の責任で情報主体と直接対応するものとする。甲は、その対応に乙の協力が必要な場合、その協力について乙に協議を申し出ることができるものとする。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、乙は、個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、個人情報特記仕様書で定められた手続きで甲に申請し、甲より事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

4 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(特定個人情報の保護)

第13条 乙は、特定個人情報の取扱いについて、別添「特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書」（以下、「特定個人情報特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の権限を有さず、乙が特定個人情報の情報主体から、当該特定個人情報の開示、訂正、利用停止等を求められた場合には、乙

は甲に対応を要請し、甲が、甲の責任で情報主体と直接対応するものとする。甲は、その対応に乙の協力が必要な場合、その協力について乙に協議を申し出ることができるものとする。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、乙は、特定個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、特定個人情報特記仕様書で定められた手続きで甲に申請し、甲より事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

4 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(資料等の貸与)

第14条 乙は、甲に本業務に必要な原始資料、電子データ及びその他資料（入出力帳票、ドキュメント、記憶媒体を含む。以下「資料等」という。）の貸与を要求することができる。

2 甲は、乙から資料等の貸与の要求があったときは、速やかに貸与の是非を検討し、その結果を乙に通知する。

3 資料等の貸与は無償とし、貸与の方法は甲と乙が協議し、決定する。

4 乙は、資料等の貸与を受けたときは、資料名、内容、受け渡し日時、受け渡し場所等を記載した資料等預かり証を甲に提出しなければならない。

(資料等の管理、返還)

第15条 乙は、甲から貸与された資料等を次の各号のとおり管理する。ただし、甲が指示したとき、又はあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 管理責任者を定め、資料等の管理状況を記録するとともに、甲から記録した管理状況の提出の指示があったときは、速やかに提出する。

(2) 施錠又は入退室管理を行っている保管室内の施錠できる保管庫に保管する。

(3) 本業務以外の目的に使用しない。

(4) 甲乙以外の第三者に提供しない。

(5) 複製及び改変をしない。

2 乙は、甲から提供された資料等（複製物及び改変物を含む）について、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに甲に返還しなければならない。

(1) 本業務の履行上、不要になったとき。

(2) 甲から返還の指示があったとき。

(3) 本契約を解除、又は打ち切りしたとき。

(4) 本業務を完了したとき。

(事故の通知及び措置)

第16条 乙は、本業務の実施にあたり、事故その他の理由により本業務の正常な履行に支障が生じたとき、又は生じるおそれがあると認められるときは、直ちにその旨を甲に通知し、甲の指示に従って適切な措置を講じなければならない。

(協議解除及び損害賠償)

第17条 甲及び乙は、必要があるときは、協議の上、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したことにより甲又は乙に損害を及ぼしたときは、甲又は乙は相手方にその損害の賠償を請求することができる。

(甲の解除権及び損害賠償)

第 18 条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (2) 支払の停止があった場合又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立て若しくは組織の解散があった場合
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) その他前各号に準ずるような本業務を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下、この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下、この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前 2 項の規定により、本契約の全部又は一部を解除若しくは本契約を打ち切ったときは、甲は委託料の全部又は一部の支払をしないことができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により本契約の全部又は一部を解除若しくは本契約を打ち切ったときは、甲は乙に対してその損害の賠償を請求することができる。ただし、天災その他の不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。

(乙の解除権及び損害賠償)

第 19 条 乙は、甲の責めに帰する理由により、本契約を履行することができなくなった場合は、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により、契約を解除したときは、乙は甲に対して、その損害の賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第 20 条 甲は、本契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により乙が直接の結果として現実には第三者に与えた通常の損害に限り、損害賠償請求することができる。ただし、損害が天災その他の不可抗力の事由によるときは、甲は損害賠償請求をしないものとする。

(損害賠償)

第 21 条 甲及び乙は、第 17 条第 2 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 2 項及び第 20 条に規定するときを除き、本契約の履行に関し相手方に損害を及ぼしたときは、第 5 条第 1 項の委託料の額を上限として、相手方にその損害の賠償を請求することができる。ただし、その損害が、個人情報及び特定個人情報の漏えい、滅失若しくはき損等重大な事由によって生じたとき又は相手方の故意若しくは重大な過失によって生じたときは、委託料の額に関係なく、相当因果関係の範囲内で請求することができる。

(違約金)

第 22 条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は第 5 条の委託料の額の 10 分の 1 を違約金として甲の指示する期限までに納付しなければならない。

(検査、監督権)

第 23 条 甲は、本契約の履行について必要があるときは、乙の作業に対する検査・監督権の行使又は指示を行うことができる。

2 乙は、前項の検査・監督権の行使の結果、本契約に違反する又はそのおそれがある場合は、これを是正しなければならない。

(進捗状況等の報告)

第 24 条 乙は、甲から作業の進捗状況及び実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期及び内容等により、これを報告しなければならない。

(瑕疵の補修)

第 25 条 甲は、成果物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともにその損害の賠償を請求することができる。

(知的財産権)

第 26 条 本契約で発生した知的財産権（プログラムを除く。以下「本知的財産権」という。）は、甲に帰属するものとする。ただし、プログラム及び乙が従前から有していた既存の知的財産権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。

(従事者の教育、啓発、管理)

第 27 条 乙は、乙の従事者に対し本契約の履行に必要な教育及び啓発を行わなければならない。

2 本契約を履行する乙の従事者に対する業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等（以下「労務管理等」という。）の一切の指揮命令は乙がこれを行うものとし、乙は、労働法規その他関係法令に基づき従事者に対する全ての義務を負うものとする。

3 乙は、第9条の規定により再委託を行う場合は、再委託受託事業者に前2項に準じた従業者の教育、啓発、労務管理等を行わせなければならない。

（作業場所の使用等）

第28条 乙は、機密保持及び業務遂行上の必要性から甲の事務所内で作業を行う必要がある場合には、甲に作業場所、通信機器及び備品等（以下「作業場所等」という。）の使用を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請がありその必要性を認めるときは、当該作業場所等を乙に貸与又は提供する。この場合における費用負担は、甲乙協議して決定する。

3 乙の従事者は、甲の事務所内で本業務を遂行する場合には、乙が発行する身分証明書を常時見えるところに提示する。

（費用の負担）

第29条 本契約の締結に係る費用は、乙の負担とする。

2 本契約を履行するために乙が用意しなければならない機器、媒体及び通信等に要する費用は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第30条 本契約の締結にあたり、乙が甲に納付すべき契約保証金は長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第132条の2第6号の規定により免除する。

（相互協力）

第31条 甲及び乙は、本契約を履行するため、円滑な協力関係の維持に努めるものとする。

（協議）

第32条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

（合意管轄）

第33条 前条の協議によっても本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 長岡市
長岡市長 磯田 達伸

乙